

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十二年五月十四日から同年九月十四日までに奈良県産業・雇用振興部商業振興課に到着するように提出してください。

平成二十二年五月十四日

奈良県知事 荒井 正 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 チェリータウン桜井

所在地 桜井市大字上之庄二七八ー一

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 九〇〇台

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり

収容台数 七二五台

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 六箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

（変更後）出入口の数 五箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

三 届出年月日

平成二十二年四月二十七日

四 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

五 縦覧期間

平成二十二年五月十四日から同年九月十四日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで